

## 2020年8月3日中日・東京社説 「週のはじめに考える 支え合い70年の歩み」

戦後七十五年を迎えた今年、ちょうど七十年となった社会の歩みがあります。

生きる上で困難に直面した時、人と人が支え合う社会の仕組み。そう、社会保障制度の歩みです。

終戦から五年後の一九五〇年、政府の社会保障制度審議会が、当時の吉田茂首相にある提言書を出しました。

### ◆社会保障制度の原点

「社会保障制度に関する勧告」

出された年にちなんで「五〇年勧告」と呼ばれます。

生存権を保障する憲法二五条の理念に沿って、今後歩むべき戦後の「支え合い」社会の青写真を示しました。戦後の社会保障制度づくりのいわば原点です。

読み返すと年金や医療、失業給付、生活保護など今ある制度の原型が示されています。

勧告はその中核に社会保険を置きました。保険料という負担を分担し、困難を抱えた人に支援をする考え方で、個々人が支え合いの意識を共有しやすい仕組みです。

年金、医療、失業給付などは社会保険です。二〇〇〇年からは介護保険も加わり、今では社会保障に使われる費用の約九割を社会保険制度による給付が占めるまでになりました。

一九五〇年ごろの社会は、激しい失業と貧困に見舞われた混乱期でした。

そんな中で経済学者の大内兵衛氏を会長に学者や関係団体、国会議員ら約四十人でつくられた審議会が、将来社会を見据えた勧告を果敢にまとめたのです。

勧告の序説では、戦後の平和と民主主義を体現していくにはその前提である国民生活があまりに窮乏しているとして「いかにして国民に健康な生活を保障するか。いかにして最低でいいが生きて行ける道を拓（ひら）くべきか、これが再興日本のあらゆる問題に先立つ基本問題である」と訴えています。

強い責任感がうかがえます。

### ◆直面する少子高齢化

戦後の社会保障は、貧困から救う「救貧」から始まり貧困に陥らない「防貧」へ目的を変え、経済成長期を経て、より生活の質の向上を目指しました。六一年に国民全員が年金、医療制度に加入する国民皆保険も達成しています。

勧告から七十年の今、直面する問題があります。制度の土台を揺さぶる少子高齢化です。人口減は戦後、初めての経験です。

林立する各制度は財源の再分配の制度でもあります。ところが保険料や税を負担する現役世代の減少で財源確保が大きな課題になりました。社会は成熟し、以前のような経済成長も見込めません。

少子化で制度の支え手も減っています。必要な費用や人手などの「負担」を誰がどれくらい引き受けるのか、この問題から逃げるわけにはいかない状況です。

新型コロナウイルス感染症は、別の問題も浮き彫りにしました。

一つは突然襲った感染症への備えです。対策の最前線に立つ保健所は削減され、対応できる医療資源が脆弱（ぜいじゃく）だと分かりました。

実は、五〇年勧告では感染症対策などの公衆衛生も国民の健康を守る社会保障の重要な柱に位置付

けています。当時は、結核が猛威を振るい年間の患者は約百三十八万人にも。政府の医療費の35・3%が結核対策に使われました。

ひるがえって今、深刻な感染症は封じ込められ過去の問題との風潮がないでしょうか。二〇〇九年の新型インフルエンザ流行で、新感染症がいつ現れてもおかしくないと政府は認識すべきでした。

二つ目は住宅対策です。教育費と並び住宅費は家計を圧迫しています。コロナ禍で失業や休業を余儀なくされるとローンや家賃負担に耐えきれず家を失う人がいます。

欧州では戦後、社会保障政策の一部と考え、広く公的な住宅整備や住宅手当などが普及しました。一方、日本では住宅政策は社会保障から抜け落ちています。個人で確保するものとの発想が根強い。

しかし、住居は生きる上で必要なものです。五〇年勧告では低所得者層の住宅整備の必要性に短く触れただけですが、後に別の勧告で踏み込んで求めています。

五〇年勧告は、国民にも「連帯の精神」の大切さを説いています。支え合いはそこが核になることは今も変わりません。

#### ◆コロナ禍に見た希望

コロナ禍でも支え合いの土台を強固にするための希望が見えます。今、多くの人がマスクをしています。それは自分を守るというより相手に感染を広げないため。お互いに気遣えばお互いを守ることになる。しっかりと支え合いの根の存在を感じます。この根をもっと強く広く張り巡らせたい。

「時代はそれぞれの問題をもつ」と五〇年勧告は指摘します。そしてこう呼び掛けています。

「問題はそれぞれの解決法をもつ」。それはきっとあるはずです。

関連キーワード

2020年8月3日中日・東京社説

## 「週のはじめに考える 支え合い70年の歩み」を批判する

石川県社会保障推進協議会

事務局長 寺越博之

はじめに

2020年8月3日中日・東京社説「週のはじめに考える 支え合い70年の歩み」というテーマの社説（以下「社会保障社説」と言う）が掲載された。社会保障制度審議会50年勧告の原点を振り返り、その後の70年の社会保障の歩み、少子高齢化問題、新型コロナウイルス感染拡大という問題を通して明らかになった社会保障や社会のあり方を考えるものでした。

しかし、意気込みはわかるが社会保障の理念と原則についての知識が足りない故か、社会保障制度審議会50年勧告の理解は適切ではない。少子高齢化問題、そして新型コロナウイルス感染拡大から見えてきたこの国の高等教育の学費などの負担問題、自己責任とされている住宅問題、そして公衆衛生の脆弱化等の本質とその解決の方向も全般的を外れ、その結果、精神論を説く社説となっている。

私は、40年間、医療・介護従事者として、医療、生活保護、国保、年金、介護保険制度についての相談支援活動、各制度の制度改善運動にたずさわってきた。私は定年退職後、ある大学の非常勤講師として「社会保障論」の講義を担当し、現在、「人権としての社会保障の確立」のための運動をおこなうことを自分のライフワーク、自分の使命（フランクフル）と考えて活動をしている者である。

今回、論説子をはじめとして新聞関係者の方々には、社会保障の本質と日本の社会保障のいびつさについて知っていただくことが、人権としての社会保障の確立のために、必要不可欠だと思っている。今回その立場から、「社会保障社説」を批判する。

### 1. 社会保障制度審議会1950年「社会保障制度に関する勧告」(以下「50年勧告」と言う)について

#### (1) 社会保障の歴史

- ◇封建社会から資本主義社会へー 病気・失業・貧困は個人の責任⇒労働者共済制度(相互扶助制度)
- ◇資本主義の発展 不況と恐慌ー低賃金と失業の恐怖ー病気・失業・貧困等は資本主義社会が生み出すもの⇒社会保険制度の誕生
- ◇独占資本主義段階 労働者階級のたたかひの発展：レーニンの「労働者保険」1917、生存権をはじめて規定＝ワイマール憲法1919ドイツ、「社会保障法」1935アメリカ
- ◇ファシズムとの闘いから人権としての社会保障へ：1944年・ILO「フィラデルフィア宣言」、1948年国連「世界人権宣言」⇒人権としての社会保障へ

#### (2) 社会保障とは？

<ILO「社会保障への途」(1942年)から>

・社会保障の理念は「欠乏と恐怖から人間を解放しようとする人々の深刻な希求に由来するもので」あり、社会保障は「社会が適切な組織を通じてその構成員がさらされている一定の危険に対して与える保障である。この危険というのは、本質的には、僅かな資力しかもたない個人が自己の能力或は思慮のみでは或はまた家族員との私的な協力をもつても有効に対処しえない事故をいうのである。」「これらの事故の特性は、労働者の自己ならびにその被扶養者の健康と尊厳を危険におとし入れるという点である。従つて、国家がその市民の一般福祉のために存在する市民の共同体である以上、社会保障の促進は国家の固有の機能である。」

<国連・経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会『社会保障に対する権利』から>

・社会保障は「あらゆる人のために、人間の尊厳を保障するために最も重要なものである。」「社会保障はその所得の再配分という性質を通じて、社会的排除を防止し、かつ、社会的一体性を促進しながら、貧困削減及び貧困軽減において重要な役割を果たす。」

以上の通り社会保障は人権であり、あらゆる人のために、所得の再配分という方法を通して貧困削減及び貧困軽減を実現し、人間の尊厳を保障するものである。

### (3)「社会保障社説」批判その1－本来の社会保障とは？

「社会保障社説」は「50年勧告」を「生存権を保障する憲法二五条の理念に沿って、今後歩むべき戦後の『支え合い』社会の青写真を示しました」としている。しかし社会保障は上記の通り、「支え合い」ではない。この理解が根本的に間違っている。「50年勧告」は「いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」「このような生活保障の責任は国家にある。国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府及び公共団体を通じて民主的能率的に実施しなければならない。」と述べている。その本質は、「すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができること」と「その社会保障の責任は国家にある」というところである。社会保障は相互扶助から社会保障、そして人権としての社会保障へと発展してきたものである。二度にわたる世界大戦の反省から、人権としての社会保障という考え方に到達して発展してきたものである。

ところが日本では、人権としての社会保障という考え方は、50年勧告に沿って制度の改善を求める国民の運動と政府との、つばぜり合いのたたかいの中で推移してきたものである。国民のたたかいの中から、老人医療費無料化の実現、年金制度の賃金・物価スライドなどが実現してきたものである。ところが1980年代、新自由主義改革という立場から、臨調行革路線が実施され、医療・年金・福祉の国民負担像と給付減が繰り返され、現在に至っている。

「社会保障社説」は50年勧告からの70年は「支え合いの70年」と言う。歴史をひもといてほしい。頭から出発するから、そんなたわげた歴史認識となるのである。上記の通り、50年勧告からの70年は、憲法13条、25条を基にした国民の「制度改善」のたたかいと政府のその時々々の思惑により社会保障制度を後退させようとする施策とのつばぜり合いの歴史であったのである。どの国でも労働者階級を中心とする国民のたたかいなしに、人権としての社会保障の確立はない。朝日訴訟の一審の浅沼裁判官は朝日さんに「憲法は絵に描いた餅ではない」と言われたが、憲法を生かそうという人々と憲法を形骸化あるいは改憲しようという勢力とのたたかいの推移の結果、現在があるのである。

社会保障は支えあいの制度ではない。中日の論説子は日本の狭い発想で、社会保障の内容を理解するのだから、そのような捉え方になる。「現在では日本の社会保障の9割は社会保険給付によるものである」と「社会保障社説」は述べている。日本は社会福祉や社会手当等の制度が不十分なところ、介護保険制度の創設をてこにして、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉などの措置制度を壊し、社会保険化する施策を進め、そして公衆衛生・保健活動を縮小してきた。その上に、2012年、立法改憲と言われる社会保障改革推進法を成立させ、「社会保障を自助を基本にして、その上に助け合い、共助、最後に公助という考え方」で、社会保障と税の一体改革、社会保障制度の解体路線が進めて

きたのである。従って「日本の社会保障の9割は社会保険給付による」という事態は、そうした社会保障の構造改革、社会保障の解体路線の結果であり、「支え合いの70年」の結果ではない。

## **2. 「社会保障社説」批判その2－少子高齢化について**

「社会保障社説」は「勧告から七十年の今、直面する問題があります。制度の土台を揺さぶる少子高齢化です」と述べ、「(少子高齢化により) 必要な費用や人手などの「負担」を誰がどれくらい引き受けるのか、この問題から逃げるわけにはいかない状況である」と嘆いている。しかし、少子化は自然現象ではない。この国の少子化はこの国の賃金・雇用制度の改悪や、先進諸国でも著しく高い高等教育費負担、子ども子育て支援制度の後退の結果である。現在の子どもたちは、団塊ジュニアの世代の父母が多い。団塊ジュニアの世代は半数近くが非正規労働で低賃金という状況におかれている。そうした子育て世代の貧しさが子どもの貧困として現れている。本来ならば団塊ジュニア世代は人数も相対的に多いので、団塊ジュニアの子どもたちの人数も多くなるはずである。ところが低賃金・不安定雇用等々でなかなか結婚もできないし、結婚しても、子どもの人数をおさえるようになる。その結果少子化が進行するのである。若者の賃金、労働条件の抜本的な改革、高等教育の無償化などを実現しないと少子化をストップさせることができない。それは不可能ではなく、フランスなどはすでに実施済みである。

社会保障の負担は、社会保障憲章という立場からは、(1)自治体を含む国(2)労働者を雇用する雇用主・資本家が負担すべきということが原則であり、国民・被保険者の負担はできるだけ減らしていくことが求められている。「社会保障社説」は「少子化で現役世代が減少する」「財源確保の課題解決がみえない」ようである。先ほどの70年の歴史の中で、とりわけ1989年の消費税実施と増税のたびに富裕層と大企業の減税が実施されてきた。富裕層の富はとどまるどころをしなく、大企業の内部留保もどんどん積み上がっている。この富裕層と大企業への減税を元に戻し、適切に課税すれば、財源は確保できるのである。「社会保障社説」は「社会保障を支え合い」と間違っただけで捉えるから、政府とは別の「もうひとつの財源」の展望が見えないのである。

## **3. 社会保障社説批判その3－新型コロナ感染拡大について。**

「社会保障社説」では「新型コロナウイルス感染症は、別の問題も浮き彫りにした。」「保健所は削減され、対応できる医療資源が脆弱（ぜいじゃく）だと分かりました」「コロナ禍で失業や休業を余儀なくされるとローンや家賃負担に耐えきれず家を失う人がいます。」と指摘している。問題状況についての認識は適切であるが、その原因についての認識が不十分である。だから、新型コロナ感染拡大で明らかになった問題の解決が見えないようである。

新型コロナウイルスの感染拡大は日本の社会保障・雇用保障、日本社会のあり方を根本から問い直す状況をもたらしている。すべてを市場原理にまかせて、資本の利潤を最大化していこう、あらゆるものを民営化していこうという施策の結果、社会保障のあらゆる部面でその脆弱性が浮き彫りになった。これまで「効率化」「市場化」という掛け声で、医療費削減政策が続けられ、急性期のベッドを減らしていく、公立・公的病院を統廃合していく、どんどん保健所を減らしていく、こういうやり方によって、日常的に医療現場の逼迫状況をつくってきた。

国民の税と社会保障の負担はとどまるどころを知らずに増え続け、一方年金は下がり続け、介護サービスなどは制度改定のたびに切り下げられ、介護崩壊ともいうべき状態となった。そこを新型コロナウイルスが直撃している

雇用保障では、労働法制の規制緩和を続けて、「使い捨て労働」を広げてしまった。人間らしく働けるルールを壊してきた矛盾が、いまコロナ危機のもとで、派遣やパートで働く人々の雇い止めという形で噴き出している。

そもそも、社会保障は「欠乏と恐怖から人間を解放しようとする人々の深刻な希求に由来するもので」あり、個人の能力、また家族や互助では解決できない問題を公的責任で、解決を図っていくための制度である。社会保障はあらゆる人のために、所得の再配分という方法を通して貧困削減及び貧困軽減を実現し、人間の尊厳を保障するものである。

新型コロナウイルスの感染拡大を通して、医療や介護、そして教育などは、人々が生きていくための土台であり、市場原理、効率化になじまないことが明らかになった。そして国や自治体の施策の第1に、「社会保障や教育の充実」を据えることの重要性を私たちはしっかりと学んだ。

今、新型コロナウイルスの感染拡大の中で明らかになった社会保障削減政策の見直しが突きつけられている。しかし、政府は、これまで通りに、全世代社会保障「改革」を進めようとしている。

今、私たちに求められるのは、1980年代からの社会保障削減政策の間違い」を国に突きつけ、その政策を憲法に基づく政治に転換させることである。「社会保障社説」のように「しっかりと支え合いの根の存在」は大事ではあるが真実の問題解決の方向ではないと私は思う。